

令和4年度

司法書士

本試験問題
と詳細解説


東京法経学院

R 〈公益社団法人 日本複製権センター 委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人 日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://jrcc.or.jp/>／電話：03-6809-1281〉

「令和4年度司法書士本試験問題と詳細解説」の発刊にあたって

令和4年度司法書士試験が、令和4年7月3日（日）に実施されました。

司法書士試験の出願者数は、平成22年度の33,166人をピークに毎年減少傾向にあり、今年度の出願者数も15,687人となりました。

この中で上位600名前後の選ばれた方のみが合格という栄冠を勝ち取ります。

令和4年度に筆記試験を受験された皆様は、これまでの学習成果を十分に発揮され、全力を尽くされたこととは思いますが、自己の成績を正確に把握するとともに、実施された筆記試験を分析・復習する必要があります。また、次年度以降、司法書士試験を目指される皆様には、令和4年度の本試験の出題傾向並びに、その問題レベル等を知ることは、今後の学習の手がかりをつかむうえで必須作業です。

本書は、令和4年度司法書士筆記試験の択一式70問・記述式2問の全問題並びにその解答番号・解答例とポイント解説を掲載しておりますので、令和4年度試験の検討並びに次年度試験対策資料として、幅広くご活用いただけます。

東京法経学院 編集部

(注) 本書は、令和4年度司法書士筆記試験に出題された問題をベースに、解答等を加えて編集した当社のオリジナル出版物です。収録されている問題・解説・解答例等について、無断で複製・複写することを固く禁じます。

令和4年度 司法書士 本試験問題と詳細解説

目次

択一式解答番号・出題のテーマ	6
受験データ	8

【問題編】

午前の部	11
午後の部	47
記述式問題答案用紙	122

【解説編】

午前の部	127
憲法 民法 刑法 商法・会社法	
午後の部	177
民事訴訟法・民事保全法・民事執行法	
司法書士法 供託法 不動産登記法	
商業登記法	
不動産登記（記述式）	225
商業登記（記述式）	249

令和4年度 司法書士試験 択一式解答番号・出題のテーマ一覧
【午前の部】

科目	問題番号	解答	難易度	問題形式	出題のテーマ
憲法	第1問	5	★★☆	B	人格権又は人格的利益
	第2問	3	★☆☆	B	法の下での平等
	第3問	2	★☆☆	B	国会
民法	第4問	2	★☆☆	B	未成年者
	第5問	5	★☆☆	B	代理
	第6問	5	★☆☆	B	時効の完成猶予・更新
	第7問	4	★☆☆	B	登記を要する物権変動
	第8問	1	★☆☆	B	即時取得
	第9問	4	★☆☆	B	物権の得喪全般
	第10問	1	★☆☆	B	地上権
	第11問	3	★☆☆	B	担保物権全般の比較
	第12問	2	★☆☆	B	法定地上権
	第13問	5	★☆☆	B	留置権
	第14問	4	★☆☆	B	権利質
	第15問	2	★☆☆	B	譲渡担保権
	第16問	5	★☆☆	B	多数当事者の債権及び債務
	第17問	2	★☆☆	B	第三者のためにする契約
	第18問	3	★☆☆	B	使用貸借
	第19問	4	★☆☆	B	事務管理
	第20問	3	★☆☆	B	身分行為に係る同意・承諾又は許可
	第21問	3	★☆☆	B	成年後見監督人
	第22問	1	★☆☆	B	相続欠格及び廃除
	第23問	3	★☆☆	B	配偶者の居住の権利
刑法	第24問	4	★★☆	B	因果関係
	第25問	5	★☆☆	B	強制わいせつ罪又は強制性交等罪
	第26問	3	★☆☆	B	窃盗罪
商法・会社法	第27問	2	★★☆	B	株式会社の設立
	第28問	1	★☆☆	B	株券発行会社
	第29問	5	★☆☆	B	株式の担保化
	第30問	3	★☆☆	B	株主総会又は取締役会
	第31問	4	★☆☆	B	取締役
	第32問	2	★☆☆	B	株式会社の計算等
	第33問	3	★☆☆	B	持分会社全般
	第34問	1	★☆☆	A	株式会社の組織再編等
	第35問	3	★☆☆	B	商人の商業使用人

*難易度は、★☆☆＝易、★★☆＝やや難、★★★＝難を示しています。

出題形式は、A＝一肢選択問題、B＝組合せ問題を示しています。

【午後の部】

科目	問題番号	解答	難易度	問題形式	出題のテーマ
民訴	第1問	4	★★☆	B	訴訟告知
	第2問	3	★★☆	B	訴訟記録の閲覧等
	第3問	5	★☆☆	B	訴えの利益
	第4問	4	★☆☆	B	当事者の出頭
	第5問	3	★☆☆	B	控訴
民保	第6問	1	★☆☆	B	民事保全全般
民執	第7問	2	★☆☆	B	執行文
司士	第8問	1	★☆☆	B	司法書士又は司法書士法人
供託法	第9問	1	★☆☆	B	供託の申請手続
	第10問	3	★☆☆	B	弁済供託
	第11問	3	★☆☆	B	執行供託
不動産登記法	第12問	3	★☆☆	B	主登記又は付記登記によってなされる登記
	第13問	2	★☆☆	B	持分等の記録の要否
	第14問	4	★☆☆	B	申請情報の内容
	第15問	2	★☆☆	B	登記の原因
	第16問	1	★☆☆	B	不動産登記の添付情報
	第17問	3	★☆☆	B	登記識別情報を提供することができない場合
	第18問	5	★☆☆	B	代理権限証明情報
	第19問	3	★☆☆	B	登記原因についての第三者の許可、同意又は承諾を証する情報
	第20問	1	★☆☆	B	不動産登記の申請全般
	第21問	3	★☆☆	B	相続による登記全般
	第22問	2	★☆☆	B	地役権の登記
	第23問	2	★☆☆	B	抵当権の登記と質権の登記の登記事項の比較
	第24問	5	★☆☆	B	根抵当権者又は債務者につき相続が生じた場合の登記
	第25問	5	★☆☆	B	抵当権又は根抵当権の仮登記
	第26問	2	★☆☆	B	仮登記の抹消
第27問	1	★★☆	B	登録免許税	
商業登記法	第28問	4	★☆☆	B	募集設立の方法による株式会社の設立の登記
	第29問	4	★☆☆	B	株式に関する登記
	第30問	5	★☆☆	B	株式会社の機関の変更の登記
	第31問	1	★☆☆	B	会社の変更の登記等
	第32問	4	★☆☆	B	株式会社の組織再編の登記
	第33問	2	★☆☆	B	解散した株式会社に係る登記
	第34問	2	★☆☆	B	組織変更の登記
	第35問	5	★☆☆	B	一般社団法人の登記

◆ 受験データ

I 令和4年度の出願状況について

令和4年度司法書士試験の出願者数は昨年度に比して699人増、増減率で4.7%増の15,687人となった。

II 過去5年間の出願者数及び合格者数等の変遷

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
出願者数 (人)	18,831 - 1,529	17,668 - 1,163	16,811 - 857	14,431 - 2,380	14,988 + 557
合格者数 (人)	632 - 28	620 - 12	606 - 14	593 - 13	613 + 20
合格率 (%)	3.4 + 0.1	3.5 + 0.1	3.6 + 0.1	4.1 + 0.5	4.1 0

※合格率は、出願者数に対する合格者数の割合です。

III 過去3年間の合格基準点

年度	合格基準点
令和元年度	満点280点中197.0点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中75点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中66点、記述式問題については、満点70点中32.5点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。
令和2年度	満点280点中205.5点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中75点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中72点、記述式問題については、満点70点中32.0点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。
令和3年度	満点280点中208.5点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中81点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中66点、記述式問題については、満点70点中34.0点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。

令和 4 年度
司法書士試験

問題編

午前の部 問題

憲 法
民 法
刑 法
商法・会社法

午後の部 問題

民事訴訟法
民事保全法
民事執行法
司法書士法
供託法
不動産登記法
商業登記法
不動産登記記述式
商業登記記述式

午前の部 問題

第1問 人格権又は人格的利益に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 名誉を違法に侵害された者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる。
- イ 人の氏名、肖像等が商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合において、当該顧客吸引力を排他的に利用する権利は、人格権に由来する権利の一内容を構成する。
- ウ ある著作者の著作物が公立図書館において閲覧に供されている場合には、当該著作者が当該著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益は、法的保護に値する人格的利益とはいえない。
- エ 前科は人の名誉に直接にかかわる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する。
- オ 人格権や法的保護に値する人格的利益は、その性質上、自然人にのみ認められ、法人には認められない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第2問 憲法第14条第1項に規定する法の下での平等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 障害福祉年金の受給者は児童扶養手当の受給資格を欠く旨の規定は、これにより障害福祉年金受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関し合理的理由のない不当な差別が生じることから、違憲である。

イ 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子について、父母の婚姻及び父の認知によって嫡出子の身分を取得した子には法務大臣への届出によって日本国籍の取得を認める一方で、日本国民である父から認知されただけの嫡出でない子についてはこれを認めないという区別は、我が国との密接な結び付きを有する者に限り日本国籍を付与するという立法目的との間において合理的関連性を欠き、違憲である。

ウ ある議員定数配分の下で施行された国会議員の選挙において投票価値の平等につき違憲状態が生じていたとしても、その選挙が実施されるまでにその定数配分の見直しが行われなかったことが国会の裁量権の限界を超えないと、憲法に違反しないと認められる場合がある。

エ 嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする規定は、民法が採用する法律婚の尊重と嫡出でない子の保護との調整を図ったものであり、立法府に与えられた合理的な裁量の限界を超えるものではなく、憲法に違反しない。

オ 尊属に対する殺人罪のみその法定刑を加重して死刑又は無期懲役とする規定は、尊属に対する尊重報恩という道義を保護するという立法目的が不合理であり、違憲である。

(参考)

憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2・3 (略)

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第3問 国会に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 国会議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された国会議員は、当該国会議員の属する議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

イ 国会議員は、それぞれ国政に関する調査を行い、これに関して、記録の提出を要求する権限を有する。

ウ 法律案は先に衆議院に提出しなければならないが、予算は先に参議院に提出することも許される。

エ 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

オ 国会議員が国会での法律案の審議の際に、職務とはかかわりなく不当な目的をもって事実を摘示し個別の国民の名誉又は信用を低下させたとしても、当該国会議員は院外で損害賠償責任を問われることはなく、当該国会議員の質疑について国が損害賠償責任を負うこともない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

令和 4 年度
司法書士試験

解説編

午前の部 解説

憲 法
民 法
刑 法
商法・会社法

午後の部 解説

民事訴訟法
民事保全法
民事執行法
司法書士法
供託法
不動産登記法
商業登記法
不動産登記記述式
商業登記記述式

1 解説編における条文の表記（略記）

本文カッコ書きの法条数については、条数はアラビア数字によって、項数はローマ数字によって、号数は丸囲みの数字によって略記した。

（例）民111 I ①＝民法第111条第1項第1号

2 解説編における主な法令等の略記

※ 本年度の解説編には収録されていませんが、過去に出題された法令名（又は法令名の略記）も以下の表には並記されています。

本文中の表記	法令名	本文中の表記	法令名
(一般法人○)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	(商○)	商法
(一般法人施規○)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則	(商登○)	商業登記法
(一般法人登記規○)	一般社団法人等登記規則	(商登規○)	商業登記規則
(会○)	会社法	(信託○)	信託法
(会計規○)	会社計算規則	(人訴○)	人事訴訟法
(会施規○)	会社法施行規則	(整備○)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(供託○)	供託法	(滞調○)	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律
(供託規○)	供託規則	(宅建業○)	宅地建物取引業法
(刑○)	刑法	(登録税○)	登録免許税法
(憲○)	日本国憲法	(破産○)	破産法
(公益認定○)	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	(不登○)	不動産登記法
(工抵登規○)	工場抵当登記規則	(不登規○)	不動産登記規則
(国徴○)	国税徴収法	(不登令○)	不動産登記令
(国通○)	国税通則法	(民○)	民法
(裁○)	裁判所法	(民執○)	民事執行法
(司書○)	司法書士法	(民訴○)	民事訴訟法
(司書規○)	司法書士法施行規則	(民訴規○)	民事訴訟規則
(宗教○)	宗教法人法	(民保○)	民事保全法
		(民保規○)	民事保全規則

午前の部 解説

憲法

第1問 正解▶ 5 難易度★★☆

本問は、人格権又は人格的利益に関する出題である。

- ア **正しい**。北方ジャーナル事件において、最高裁（最大判昭和61・6・11）は、「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民710）又は名誉回復のための処分（民723）を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。」と判示している。したがって、名誉を違法に侵害された者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、将来生ずべき侵害を予防するため、「侵害行為の差止め」を求めることができるとする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。
- イ **正しい**。最高裁（最判平成24・2・2）は、「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される。そして、肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があり、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。」と判示している。したがって、人の氏名、肖像等が商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合において、当該顧客吸引力を排他的に利用する権利は、「人格権に由来する権利の一内容を構成する」とする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。
- ウ **誤り**。公立図書館歴史教科書廃棄事件において、最高裁（最判平成17・7・14）は、「公立図書館が、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもある。したがって、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄したときは、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにも鑑みると、当該

図書の著作者の人格的利益を違法に侵害したものである。」と判示している。したがって、ある著作者の著作物が公立図書館において閲覧に供されている場合には、当該著作者が当該著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益は、法的保護に値する人格的利益とは「いえない」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

エ 正しい。前科照会事件において、最高裁（最判昭和56・4・14）は、「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法第23条の2に基づく照会に応じて報告することも許されないわけではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものといわなければならない。本件において、原審の適法に確定したところによれば、京都弁護士会が訴外D弁護士の申出により京都市伏見区役所に照会し、同市中京区長に回付された被上告人の前科等の照会文書には、照会を必要とする事由としては、当該照会文書に添付されていたD弁護士の照会申出書に「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」とあったにすぎないというのであり、このような場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたりと解するのが相当である。」と判示している。したがって、前科は人の名誉に直接にかかわる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するとする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

オ 誤り。法人の人権享有主体性については、生身の肉体を有しない等自然人と異なる点はあるにしても、一つの社会的実在として社会で活動する実体を有しているから、判例（最大判昭和45・6・24）も、憲法第三章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、国内の法人にも適用されるものと解すべきであるとしている。したがって、一定の人身の自由・生存権・選挙権等は認められないとしても、結社の自由・信教の自由・報道の自由・プライバシー権等は法人にも認められるので、「人格権や法的保護に値する人格的利益」は、その性質上、自然人にのみ認められ、法人には認められないと言い切っている本肢は、誤っている。

以上により、判例の趣旨に照らし誤っているものは、ウ及びオであるから、5が正解となる。

本問は、法の下での平等に関する出題である。

ア 誤り。障害福祉年金と児童手当との併給禁止規定が憲法第25条・第14条に違反するかが争われた堀木訴訟において、最高裁（最大判昭和57・7・7）は、「憲法第25条第1項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るよう国政を運営すべきことを国の責務として宣言したものであるが、『最低限度の生活』という概念は、極めて抽象的・相対的なもので、その具体的内容は、その時々を経済的・社会的条件や一般的な国民生活の状況等との関係において判断されるべきであるとともに、具体的立法にあたっては、国の財政事情を無視することができない。また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とする。したがって、憲法第25条の規定の趣旨に依って具体的にどのような立法措置を講じるのかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用といえる場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄である。社会保障法制上、同一人に同一の性格を有する複数の公的年金が支給される場合、それぞれの支給原因である稼働能力の喪失又は低下の程度が必ずしも事故の数に比例して増加するとは言えない。したがって、併給調整条項の適用により、障害福祉年金を受ける地位にある者とそのような地位にない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生ずることとなるとしても、その差別が何ら合理性のない不当なものであるとは言えない。」と判示している。したがって、障害福祉年金の受給者は児童扶養手当の受給資格を欠く旨の規定は、これにより障害福祉年金受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関し「合理的理由のない不当な差別が生じることから、違憲である」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

イ 正しい。国籍確認請求事件において、最高裁（最大判平成20・6・4）は、「旧国籍法第3条第1項の規定（平成21年1月1日施行の改正法で改正）は、日本国民である父から出生後認知された非嫡出子のうち、父母が法律上の婚姻をしていない者のみが日本国籍を取得できないという区別を生じさせており、血統主義を基調としつつ、我が国との密接な結び付きの指標となる一定の要件を設けて、これらを満たす場合に限り出生後における日本国籍の取得を認めることとした立法目的には合理的な根拠が認められるが、立法目的の間における合理的関連性は内外における社会的環境の変化等によって失われており、今日において同項の規定が本件区別を生じさせていることは、憲法第14条第1項に違反する。日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り、日本国籍の取得を認めていることにより国籍の取得に関する区別を生じさせていること

は、遅くとも平成15年当時において、憲法第14条第1項に違反する。」と判示している。したがって、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子について、父母の婚姻及び父の認知によって嫡出子の身分を取得した子には法務大臣への届出によって日本国籍の取得を認める一方で、日本国民である父から認知されただけの嫡出でない子についてはこれを認めないという区別は、我が国との密接な結び付きを有する者に限り日本国籍を付与するという立法目的との間において合理的関連性を欠き、違憲であるとする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

ウ **正しい**。参議院議員定数の不均衡につき、「平成16年7月の参議院議員選挙当時の選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差は1対5.13で、前回選挙と大きく異なること、平成16年1月の大法廷判決言渡しから選挙まで約6か月で、投票価値の不平等を是正する措置を講ずるための期間として十分とはいえなかったこと、本件選挙後、平成18年の4増4減の法改正によって平成17年10月実施の国勢調査結果速報値に基づく最大較差が1対4.84に縮小したことを顧慮すると、本件選挙までの間に是正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたものと断ずることはできず、選挙当時において定数配分規定が憲法に違反しているとはいえない。」とした判例（最大判平成18・10・4）がある。したがって、ある議員定数配分の下で施行された国会議員の選挙において投票価値の平等につき違憲状態が生じていたとしても、その選挙が実施されるまでにその定数配分の見直しが行われなかったことが国会の裁量権の限界を超えないと、憲法に違反しないと認められる場合があるとする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

エ **誤り**。相続において、嫡出子と非嫡出子が相続人となる場合に、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の相続分の2分の1としていた改正前の民法第900条第4号ただし書前段の規定については、従前の判例（最大決平成7・7・5）は憲法第14条第1項に違反しないとしていたが、その後の判例（最大決平成25・9・4）で、「社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容や嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化等を総合的に考察すれば、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていることから、旧民法第900条第4号ただし書の規定は、憲法第14条第1項に反する」とされた。したがって、嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする規定は、民法が採用する法律婚の尊重と嫡出でない子の保護との調整を図ったものであり、立法府に与えられた合理的な裁量の限界を超えるものではなく、憲法に「違反しない」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

オ **誤り**。最高裁判所（最大判昭和48・4・4）は、「旧刑法第200条の立法目的は、尊属を卑属又はその配偶者が殺害することをもって、一般に高度の社会的道義的非難に値するものとし、かかる所為を通常殺人の場合より嚴重に処罰することで、強くこれを禁圧しようとする点にある。この尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義であり、

このような自然的情愛又は普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値し、刑の加重要件とする規定を設けても、合理的根拠を欠くものではない。しかし、同条の加重の程度が死刑又は無期懲役と極端に重い点が、その立法目的達成のための必要な限度をはるかに超え、普通殺に関する法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものであり、憲法第14条第1項に反し無効である」と判示している。したがって、最高裁判所は、尊属に対する尊重報恩という道義を保護するという「立法目的が不合理であるから」違憲であると判示したのではないので、本肢は誤っている。

以上により、判例の趣旨に照らし正しいものは、イ及びウであるから、3が正解となる。

第3問 正解▶ 2 難易度★☆☆

本問は、国会に関する出題である。

- ア 正しい。議員の不逮捕特権につき、憲法は「両議院の議員は、法律の定める場合<院外における現行犯罪の場合又は議員の所属する議院の許諾がある場合、国会33>を除いては、国会の会期中『逮捕』されず、会期前に逮捕された議員は、『その議院の要求があれば』、会期中これを釈放しなければならない。」と規定している（憲50）。したがって、国会議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された国会議員は、当該国会議員の属する議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならないとする本肢は、正しい。
- イ 誤り。国政調査権につき、憲法は、「両議院」は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができると規定している（憲62）。この国政調査権は、「国会議員や国会」ではなく、「各議院」に認められた権能である。したがって、「国会議員」は、それぞれ国政に関する調査を行い、これに関して、記録の提出を要求する権限を有するとする本肢は、誤っている。
- ウ 誤り。先に衆議院に提出しなければならないとされているのは、法律ではなく、「予算」である（憲60 I）。したがって、法律案は先に衆議院に提出しなければならないが、予算は先に参議院に提出することも許されるとする本肢は、結論が逆であるので、誤っている。
- エ 正しい。「国会」は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、「両議院の議員」で組織する「弾劾裁判所」を設けるとされている（憲64 I）。したがって、本肢は正しい。
- オ 誤り。国会議員が国会で行った質疑等についての国の賠償責任につき、最高裁（最判平成9・9・9）は、国会議員がその職務を行うに際して行った発言は、仮にその発言が故意又は過失による違法な行為であるとしても、憲法第51条により、「公務員である国会議員個人」は、その責任を負わないが、国会議員が国会で行った質疑等につき、